



なぜ、幅の広い駐車区画 が必要か、知っていますか？

幅の広い駐車区画を必要としている人がいます。

車いす使用者の場合

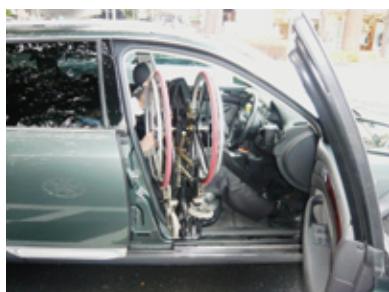
1

自動車をとめて、
ドアを全開にします。



2

車内から車いすを出し、
自動車の横にセットします。



3

自動車から
車いすに乗り移ります。



ドアを全開、車いすをセット、乗り移りのため、必要です。



「必要でないと思われる方が駐車していて、とめることができない」

との声があります。

車いす使用者用駐車区画（幅の広い駐車区画）は、車いす使用者だけのためではなく、自動車のドアを全開にして乗り降りする松葉杖を使用している方や妊娠している方なども利用します。

いつでも必要とする方が車をとめることができるよう、

「必要のない方はとめない」を合言葉に、ご理解、ご協力をお願いいたします。

※車いす使用者用駐車区画については、歩行に支障がある内部障害者や高齢者なども利用する場合があります。



駐車区画の存在を目立たせ、不適切な利用を防止

障害のある人が利用できる施設であることを示す国際シンボルマークの大きな掲示や駐車区画を色分けして、駐車区画の存在を目立たせることは、不適切な利用の抑制に効果があります。



右写真
横浜駅東口地下駐車場
(横浜新都市センター(株)運営)



駐車区画中央に三角コーンを置くことは、車いす使用者等にとり、自動車を他の場所に一旦とめ、コーンを退ける作業が必要であつたり、コーン自体が重く移動できなかつたりし、駐車できないケースがあります。
コーンの置き場所に配慮しましょう。

遠くからでも
目立つ大きな掲示

駐車区画の色分け
(路面ペイント)

駐車区画中央には、
三角コーンを置かない。

車いす使用者用駐車区画に関する管理運用の望ましい水準を策定しました。

福祉のまちづくり条例に基づく車いす使用者用駐車区画の設置基準のほかに、新たな水準を策定し駐車場の適正な利用環境整備を推進しています。ホームページ等で紹介していますので、ご覧ください。また、すぐに使える掲示物も公開しています。ダウンロードの上、ご利用ください。

<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/chifuku/fukumachi/>

お問い合わせ 横浜市健康福祉局福祉保健課
電話 045-671-4049 FAX 045-664-3622



事業者独自に許可証制度を設け、必要とされる方のための環境づくり

事業者独自に駐車区画の利用対象者を定め、駐車許可証を発行する制度を設けている事例があります。これにより、必要としている方のために駐車区画を確保し、利用環境を整備しています。



許可証をダッシュ
ボードに掲示



左写真
ダイエー横浜西口店

～独自の制度を導入しているダイエー横浜西口店の浅見副店長に伺いました。～



ダイエー横浜西口店は、障害者や妊娠婦の方にも快適にお買物をしていただくために、店舗施設の出入口近くに専用駐車区画を設けるとともに、「障害者・妊娠婦専用駐車区画 許可証制度」を導入しています。この制度は、専用駐車区画に駐車いただく際に、同店が発行する許可証を車のダッシュボードに掲示いただくもので該当外駐車の抑止につながっています。許可証の発行は店のサービスカウンターで行っており、その際、障害者手帳または母子手帳を確認させていただいています。（許可証の未取得者又は一時来店者のために、仮駐車許可証を駐車区画付近に設置しています。それを掲示することで、専用駐車区画に駐車することができます。）※ダイエーでは一部の店舗でこの制度を導入しています。